

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、小さな失敗と数限りない障害がすばらしい創造の種になるように、経営理念ならびに信条の基本に則った精神をグループ全体に強い意を持って浸透させることにより、法令と社会倫理の遵守を含めた未来のあるべき人間形成をまず企業活動の原点とすることを徹底しております。

当社は、「監査役設置型」を採用しており、取締役7名、監査役3名の構成であります。

(取締役のうち3名が社外取締役、監査役のうち2名が社外監査役)

「取締役会」は、重要事項を決議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。

「監査役会」は、監査の方針と分担を定め、取締役の職務執行を監査しております。

また、取締役会における経営監督機能の強化と業務執行の迅速化を図り、経営の監督と執行の分離を明確化するため、執行役員を選任しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践、補充原則2-2-1】

当社では2007年9月に行動規範を制定しております。今後、内容の見直しと遵守するための取り組みおよびレビューの方法について検討してまいります。

【補充原則2-5-1】

当社は、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止を規定した「ミキホットライン規程」に基づき、内部通報相談窓口を設置・運用しております。経営陣から独立した窓口ではありませんが、通報者のプライバシーを保護する体制のもとで内部通報の運用状況の報告をコンプライアンス委員会へ定期的に行い、重要な事案についてはコンプライアンス担当取締役より取締役会および監査役会へ報告を行うこととしており、有効にその機能を果たしていると考えております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 経営理念、信条は当社ウェブサイトを開示しております。中長期の経営計画については、計画の策定と開示について検討してまいります。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、当社ウェブサイトならびに本報告書の1.「1.基本的な考え方」に記載して開示しております。
- (3) 本報告書の2.「1.機関構成・組織運営等に係る事項」[取締役報酬関係]に記載しております。
- (4) 経営陣幹部を含む取締役・監査役候補者の指名にあたり、選定基準に基づき代表取締役が候補者を選定し、独立社外取締役に對し候補者の原案を提示し意見の陳述を受けたうえで、取締役会に提案を行っており、取締役会はその決議に基づき候補者を指名し、株主総会議案として上程します。なお監査役候補者の指名にあたっては事前に監査役会の同意を得ることとします。  
また、経営陣幹部を含む取締役が解任基準(違法行為を行った場合、健康上の理由から職務の継続が困難になった場合、職務を懈怠することまたは不適切な業務執行を行うことにより著しく企業価値をき損させた場合、選定基準に定める資質が認められない場合)に該当する事態を取締役会が認識した場合は、独立社外取締役に對し事態を説明し意見の陳述を受けたうえで、取締役会において審議した後、解任を決定した場合には株主総会議案として上程することとします。
- (5) 社外取締役候補者および社外監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会の招集通知参考書類ならびに本報告書に記載しております。そのほかの取締役・監査役については、2017年より定時株主総会の招集通知参考書類に略歴と選任理由を記載し開示しております。  
また、経営陣幹部を含む取締役・監査役の解任を行う場合には、株主総会の招集通知参考書類に解任理由を記載し開示することとします。

(1) 経営理念、信条の掲載ページ: <http://www.paris-miki.com/about/philosophy.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針の掲載ページ: <http://www.paris-miki.com/about/governance.html>

(4) 取締役・監査役候補者の選定基準は以下のとおりです。

取締役候補者の選定基準(取締役に求める資質)

- ・当社グループの経営理念・信条への深い理解と共感を有し、常にお客様の目線から当社グループのあるべき姿をとらえることができること
  - ・持続的発展と中長期的な企業価値向上への貢献を果たせること
  - ・各分野における業務執行や国内外での企業経営などの豊富かつ幅広い経験を持ち、当社グループの事業に関する高い見識と専門性を有すること
  - ・取締役会の一員として独立した客観的立場から経営・業務執行を監督できること
- 監査役候補者の選定基準(監査役に求める資質)
- ・当社グループの健全性確保に貢献できること
  - ・独立した客観的立場において公正かつ適切な判断を行う能力を有すること
  - ・能動的・積極的に権限を行使し、取締役会において、あるいは経営陣に対して、適切に意見を述べるができること
  - ・当社グループの事業ならびに会社経営に精通し、または、豊富かつ幅広い経験を持ち、財務・会計・法務の各分野において高い見識・専門性を有すること
  - ・監査役のうち少なくとも1名に関しては、財務および会計に関する相当程度の知見を有すること

(5) 株主総会招集通知の掲載ページ: [http://www.paris-miki.com/investor/ir\\_event/shareholders\\_meeting.html](http://www.paris-miki.com/investor/ir_event/shareholders_meeting.html)

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)、補充原則4-1-2】

当社は、経営理念、信条を当社ウェブサイトに開示しております。  
中長期の経営計画につきましては、計画の策定、計画達成に向けた取り組みについて検討してまいります。

#### 【補充原則4-2-1】

当社の取締役の報酬は、現金報酬である基本報酬、賞与、退職慰労金ならびに自社株報酬であるストック・オプションで構成されており、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役会で定める内規に基づき、各取締役の役割、地位、業績ならびに貢献度等を勘案し独立社外取締役の関与の下に取締役会で決定しております。報酬体系のあり方と、現金報酬と自社株報酬との割合について検討してまいります。

#### 【原則4-10 任意の仕組みの活用、補充原則4-10-1】

当社では取締役の指名・報酬などに係る任意の委員会は設置しておりませんが、取締役会は、取締役の指名・報酬などの検討にあたって透明性・公正性を確保できるよう、以下の仕組みを活用しております。  
取締役候補者の指名にあたり、代表取締役は、独立社外取締役に対し候補者の原案を提示し意見の陳述を受けたくうえで、取締役会に提案を行っており、取締役会はその決議に基づき候補者を指名し、株主総会議案として上程しております。なお監査役候補者の指名にあたっては監査役会の同意を得たくうえで候補者を指名しております。  
また報酬の検討につきましても、代表取締役は、独立社外取締役に対し報酬決定にあたっての考え方と原案策定に至るプロセスを説明し意見の陳述を受けたくうえで、取締役会において決定しております。

#### 【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の長期的なあり方を示す中長期の経営計画の策定と公表について検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式としての上場株式は現在保有しておりません。

なお、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、経営戦略上必要と考えられる株式については政策的に保有する場合がありますが、その検証等は取締役会において行い、経済合理性がないと判断した場合は縮減します。  
また議決権の行使にあたっては、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要であると考えており、現時点では統一の基準を設けておりませんが、投資先企業の経営方針を尊重したうえで、当社の中長期的な企業価値向上の観点に立って慎重な検討を行い、総合的に判断して議決権を行使する方針であります。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、会社と取締役間の取引および会社と取締役との利益が相反する取引は「取締役会規則」において取締役会決議事項としており、承認決議と報告を行っております。また、役員には関連当事者取引の有無について質問票による確認を年1回、定期的に行っております。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、確定拠出年金制度を導入しており、企業年金の積立金の運用はなく財政状態への影響はありません。

#### 【補充原則4-1-1】

当社では、経営陣に対する委任の範囲は「取締役会規則」で定められた付議基準に従い、取締役会で審議しております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の取締役会は、独立社外取締役の選任にあたって、候補者は東京証券取引所が定める独立性基準に合致していることを前提といたします。

#### 【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役の選任において、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスならびに多様性を考慮する方針であります。現在の取締役の員数は機動的に意思決定を行うため7名であり、また取締役のうち女性取締役は1名、外国人取締役は1名であり、規模の適正性ならびに多様性が図られていると考えております。

#### 【補充原則4-11-2】

当社は、招集通知、有価証券報告書ならびに本報告書において役員の兼任状況を毎年開示しております。  
兼任が発生する場合においては、その兼任が合理的な範囲であるかを取締役会において判断しております。なお現在の兼任先の数は、合理的な範囲に留まっていると判断しております。

#### 【補充原則4-11-3】

当社では、2019年3月期における当社取締役会の実効性に関する評価を、以下のとおり実施いたしました。

##### 1.実効性評価の方法

取締役会において、社外を含む取締役・監査役に対し、取締役会の実効性に関する評価の趣旨等を説明のうえ、各取締役および各監査役に対するアンケート形式の質問票により自己評価を実施いたしました。なお、評価を実施した大項目は以下のとおりです。

[1]取締役会の運営、[2]取締役会の議題、[3]取締役会の構成、[4]取締役会のあり方

##### 2.評価結果の概要

質問票の集計結果を踏まえ、実効性評価に関するディスカッションを取締役会において実施しました。

取締役会の運営、議題、構成、および取締役会のあり方については、概ね適切であり実効性が確保されているものと評価いたしましたが、今後の課題・要望として、会議資料の早期提供・事前検討時間の確保が挙げられました。

##### 3.今後の対応

適正な会議資料の提供範囲を検討したうえで会議資料の事前配布の徹底をはかることにより、取締役会の監督機能をより一層図っていただけるものと考えております。

#### 【原則4-14 取締役・監査役へのトレーニング、補充原則4-14-1、補充原則4-14-2】

当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、新任の取締役・監査役を対象とする研修会を実施するとともに、トレーニングの機会の提供・斡旋に取り組み、その費用は当社が負担することとします。なお、当社および子会社の取締役・監査役に対するコンプライアンス研修を実施しております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社のIR業務は代表取締役の統括の下で経営管理部門が担当しており、IR活動に必要な情報は、経営管理、コーポレートコミュニケーション、ファ

インサンスの各部門が、社内の各部門および子会社の各部門と連携して情報収集と分析を行っております。当社はIR基本方針を定めており、情報を「公平」・「迅速」かつ「継続的」に提供することを当社ウェブサイトにて開示しております。機関投資家等に対しては、個別面談の対応のほか、決算説明会を年1回開催しております。また、定時株主総会終了後に、当社株主を対象とする経営説明会を開催しております。これらの説明会では代表取締役が自ら説明を行っており、説明資料は当社ウェブサイトに掲載して開示しております。

IR基本方針の掲載ページ：<http://www.paris-miki.com/investor/>

決算説明資料の掲載ページ：[http://www.paris-miki.com/investor/ir\\_event/setsumeikai.html](http://www.paris-miki.com/investor/ir_event/setsumeikai.html)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ルネット	20,864,499	37.22
HAL INTERNATIONAL INVESTMENTS N.V.	4,075,200	7.27
三城社員持株会	2,313,144	4.13
多根 幹雄	1,977,150	3.53
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,581,000	2.82
SIX SIS LTD.	1,203,300	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	918,800	1.64
多根 伸彦	743,250	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	653,400	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	477,700	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

#### 補足説明

1.株式会社ルネットは、上記のほか、株主名簿上の特定有価証券信託受託者SMBC信託銀行に459,200株(0.90%)を信託財産として委託しており、当該株式の議決権行使に関する指図権を留保しております。

2.多根幹雄氏は、上記のほか、SIX SIS LTD.の所有株式数のうち1,185,500株(2.33%)を実質的に所有しております。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
ピエール - オリヴィエ・シャープ	他の会社の出身者													
岩本 章子	他の会社の出身者													
仁野 覚	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------



佐田 俊樹	他の会社の出身者																			
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 善朗		株式会社ユナイテッド・パートナーズ会計事務所代表取締役 西村善朗・税理士事務所所長 西村善朗氏が代表を務める株式会社ユナイテッド・パートナーズ会計事務所および西村善朗・税理士事務所所長と当社子会社との間に税務相談の取引関係がありますが、その総額は1千万円未満であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	税理士としての専門的な知識・経験等を有しておられ、それらを当社の監査体制に活かしていただくため選任いたしました。また、経営陣から独立した公正で客観的な立場から職務を適切に遂行されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しております。
佐田 俊樹			証券会社での勤務経験や投資顧問会社および事業会社での豊富な社外監査役勤務経験を通じて、企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有しておられることから、それを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者としております。なお、経営陣から独立した公正で客観的な立場から職務を適切に遂行され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役および監査役に企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。なお、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、普通株式600,000株を株式数の上限とし、取締役に対し年額500万円(うち社外取締役500万円)、監査役に対し年額100万円(うち社外監査役500万円)の範囲で、金銭による報酬額とは別枠で発行することについて、2014年6月24日開催の第66回定時株主総会で承認されております。

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役

## 該当項目に関する補足説明

当社役員が保有している新株予約権の状況は以下の通りです。

第4回新株予約権(2015年9月1日発行決議)

目的: 当社の取締役および監査役に企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えるため

新株予約権の数: 5,450個(普通株式 545,000株)

権利行使時の1株あたり払込金額: 508円

権利行使期間: 2016年9月2日から2024年9月1日まで

付与対象者および付与数: 当社取締役 10名 4,850個(485,000株)、当社監査役 3名 600個(60,000株)

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役の報酬総額を招集通知(事業報告)において開示しており、招集通知(事業報告)は当社ウェブサイトに掲載しております。

2019年3月期における取締役の報酬総額は次のとおりであります。

取締役 6名 89百万円(うち社外取締役2名 15百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

固定報酬、賞与、退職慰労金ならびに自社株報酬であるストック・オプションで構成されており、取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した取締役の報酬総額の限度額内において、取締役会で定める内規に基づき、各取締役の役割、地位、業績ならびに貢献度等を勘案して決定する方針であります。

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって決定した監査役の報酬総額の限度額内において、職務分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の改定決議年月日は2019年6月25日開催の第71回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役の報酬額は年額300百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)であります(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は9名以内。)。監査役報酬額は年額50百万円以内(定款で定める監査役の員数は5名以内)であります。また、2014年6月24日開催の第66回定時株主総会決議に基づくストック・オプション報酬額は、上記の取締役および監査役の報酬額とは別枠で、取締役は年額50百万円以内(うち社外取締役5百万円)、監査役は年額10百万円以内(うち社外監査役5百万円)であります。

当社における自社株報酬は通常型のストック・オプション報酬であり、収益性の向上と財務の健全化を図り、企業価値を創造することにより向上を目指す、当社株価に連動する中長期のインセンティブ報酬であると位置づけております。

なお当事業年度は、経営・財務状況を鑑み賞与と支給およびストック・オプションの付与を行っておりません。

当社では取締役の報酬に係る任意の委員会は設置しておりませんが、取締役会は、取締役の報酬の検討にあたって透明性・公正性を確保できるよう、独立社外取締役に対し報酬決定にあたっての考え方と原案策定に至るプロセスを代表取締役が説明し意見の陳述を受けただうえ、取締役会において決定しております。

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役会長多根幹雄であり、その権限の内容および裁量の範囲は、各取締役の報酬額の原案を代表取締役社長澤田将広との協議により策定し、後に開催される取締役会決議に基づき各取締役の具体的な報酬額の決定を一任されております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における活動は、取締役会における審議のほか、社外取締役を含む取締役による会議において、代表取締役より各取締役の報酬額の原案策定にあたっての考え方と理由の説明がなされ、社外取締役より意見の陳述が行われ、その後開催された取締役会において各取締役の具体的な報酬額の決定を代表取締役会長多根幹雄に一任することを決議いたしました。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役が必要とした場合は、専従スタッフを置くこととしております。現在のところ、取締役会・監査役会の開催に際して行う資料の事前配布および重要事項の伝達は総務チーフより行っております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

当社定款に相談役および顧問を各若干名置くことができる旨の規定がありますが、現在は対象者はありません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は持株会社として、グループ内の事業子会社を統括しております。

取締役会については、社外取締役3名を含む取締役7名(うち女性1名)で構成されており、経営上の重要事項の意志決定ならびに各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会ではグループ各社の経営・業務執行状況の報告を行っており、子会社の適正な業務執行を統括しております。なお当社では、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役の任期を1年に定めております。

また、取締役会における経営監督機能の強化と業務執行の迅速化を図り、経営の監督と執行の分離を明確化するため、執行役員を選任しております。

監査役会については、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、取締役会開催日と同日に開催しております。監査役は、常勤監査役が中心となり監査役監査を実施しており、取締役・従業員からの重要事項の報告を受け、また必要に応じて取締役・従業員に対して報告を求めることができ、取締役会のほか重要な会議に出席することにより監査を実施しております。

また監査役は、会計監査人、内部監査部門ならびにグループ各社の監査役・内部監査と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保しております。

なお、常勤監査役の小塩英夫は、当社の財務・経理部門の責任者として、決算手続きならびに財務諸表の作成等に長年従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役の西村善朗は、税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

責任限定契約については、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役については100万円または法令の定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

また当社と会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人については5,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であります。監査業務に係る同監査法人の体制につきましては、公認会計士である業務執行社員の継続監査年数は全員7年以内であり、同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。監査業務に係る補助者につきましては、EY新日本有限責任監査法人の監査計画に基づき、公認会計士13名およびその他24名で構成されております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であります。

社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において、内部監査結果の報告を含めた内部統制状況の報告および監査役監査の監査方針等の説明を行っております。社外取締役および社外監査役は、それぞれの専門知識および経営に関する見識・経験等に基づき監督または監査を実施しております。また監査役会において、社外監査役は内部監査および会計監査の結果等について報告を受け、客観的・中立的な観点から質問・助言等を行っております。社外取締役および社外監査役は、これらの連携および関係を通じて企業統治において十分な機能および役割を担っており、現状のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能していると考えております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会開催日の決定につきましては、株主総会集中日を回避し、できるだけ早期開催を目的として日程を決定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社指定の議決権行使ウェブサイトより株主総会の議決権を行使することができる制度を、2003年1月8日開催の臨時株主総会より採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)は、狭義の招集通知および参考書類の英訳を行い、TDnetならびに当社ウェブサイトにて開示・提供しております。なお、事業報告を含む招集通知全文の英訳版も作成しており、要約版より後日になりますが、株主総会の開催日までに同様の提供方法にて開示・提供しております。
その他	招集通知を発送する1週間前を目安に、招集通知の記載情報をTDnetならびに当社ウェブサイトにて開示・提供しております。 また、あらかじめ登録された当社株主様へ、電子メールにより招集通知を送信する電子通知サービスを採用しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて「IR基本方針」を掲載しております。 <a href="http://www.paris-miki.com/investor/index.html">http://www.paris-miki.com/investor/index.html</a>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年6月に開催する定時株主総会終了後に、当社株主を対象とする経営説明会を年1回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家、証券アナリストを対象とする決算説明会を、毎年5月の本決算期発表後に年1回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	月次売上データ、決算短信、DATA FILE、有価証券報告書・四半期報告書、株主・投資家向け報告書のほか、決算説明会、株主総会の説明用資料を当社ウェブサイトにて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署は経営管理担当であります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明
------

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>主要子会社である株式会社三城を中心に、以下の社会貢献活動を行っております。</p> <p>(1)店舗において発生する、眼鏡レンズの加工時に生成される削りかすや使用済みの型板などは、店舗より回収しリサイクル処理を行っています。また、お客様より処分を依頼された眼鏡フレームは溶解処理を行っており、その一部は金属資源として再利用されています。</p> <p>(2)お客様のご不要になられた眼鏡をスリランカへ寄贈する活動に協賛しています。1991年より始まったこの活動により、累計54,000本以上の眼鏡がスリランカの人々に贈られております。</p> <p>(3)1991年の雲仙普賢岳の火砕流による被害が発生した際、社員有志が避難所を巡回し、眼鏡をなくされた地域住民の方々に眼鏡を提供したことが、当社グループの被災地支援活動の始まりです。阪神淡路大震災における支援活動以後は、近視・遠視(老視)・乱視の各度数のレンズをあらかじめ眼鏡フレームに組み入れた緊急用眼鏡を、当社グループ会社の流通センターや主要店舗に備置し、生活支援物資とともに提供できる態勢を整備いたしました。</p> <p>ジャワ島中部地震や新潟中越沖地震の際は、被災地へ災害支援チームを派遣し眼鏡の無償提供を行いました。また東日本大震災におきましては、被災地の避難所270ヶ所以上を災害支援チームが訪問し、避難時に眼鏡をなくされた方、眼鏡を壊された方などに、お一人おひとりの視力測定を行ったうえで、緊急用眼鏡を提供する活動を行いました。</p> <p>2014年に発生した広島土砂災害や2016年の熊本地震、2018年の平成30年7月豪雨災害などにおいても、同様の支援活動を継続して実施しております。また海外においても、2013年にフィリピンを襲った台風30号の被災地へ災害支援チームを派遣し1,700本の眼鏡を提供し、その後2015年にも現地の医療支援チームとともに、医療と眼鏡の支援活動に取り組みしました。</p> <p>(4)目に障がいがある方が日々感じていらっしゃる日常の出来事を川柳で表現することで、当事者の方だけでなく社会全体で共感できることを目的に、「ロービジョン・ブラインド川柳コンクール」を主催しており、2019年に第2回のコンクールを実施いたしました。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社では、すべての株主・投資家の皆様へ、公平で迅速な開示と透明度の高い積極的な情報開示を継続的に行うことを目指す「IR基本方針」を定めており、当社ウェブサイト内 (<a href="http://www.paris-miki.com/investor/index.html">http://www.paris-miki.com/investor/index.html</a>) にその概要を掲載しております。</p>
<p>その他</p>	<p>取締役7名のうち女性は1名であり、役員のうち女性の比率は10.00%であります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 1. 企業運営の基本方針

当社グループは、小さな失敗と数限りない障害がすばらしい創造の種になるように、経営理念および信条を経営の基本とする。

【経営理念】

第一に お客様とその未来のために

第二に 社員とその未来のために

第三に 企業とその未来のために

【信条】

第一原則 世界中のすべての企業のうちで、わが社は最善の顧客サービスを持つとする。

第二原則 個人に対する尊敬と、自然と人間に対する興味と関心を持つとする。

第三原則 一つ一つの組織...人間はその任務の全部を、堂々と説くことを考えながら、着実に任務を持つとする。

#### 2. 内部統制の各機能の整備に関する方針

1. 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 経営理念ならびに信条の基本に則った精神をグループ全体に強い意を持って浸透させ継承することにより、法令と社会倫理の遵守を含めた未来のあるべき人間形成をまず企業活動の原点とすることを徹底する。

(2) 当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス担当取締役およびコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス基本方針および行動規範を策定するとともに、当社および当社子会社の取締役および従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。

(3) コンプライアンス上の重要な事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当取締役を通じ、取締役会および監査役に報告される体制を構築する。

(4) コンプライアンス基本方針に従い、内部監査部門と連携して実施状況を管理・監督し、コンプライアンス委員会は、従業員に対して適切な研修体制を構築し内部通報相談窓口(ミキホットライン)を設置する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱い、文書管理規程および情報管理・秘密保持規則に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

3. 財務報告の適正性を確保するための体制

情報開示の透明性および公正性を促進するために、経理規程および連結決算規程によって経理処理方法を統一する基準を定め、財務諸表および財務諸表に重大な影響を及ぼす可能性のある情報の適正性を確保するものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 内部統制を推進するために、リスクマネジメント担当取締役およびリスクマネジメント委員会を設置し、お客様、社員、そして企業の将来も見据え、それぞれの立場でリスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。

(2) 各部署は、リスクマネジメント規程に基づき事前予兆対応体制を整え、それぞれのリスクマネジメントを行い、リスクマネジメント委員会へ定期的に状況を報告し、連携を図る。

(3) 重大な緊急事態が発生した場合には、取締役社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) リスクマネジメント規程およびリスク分類別マニュアルに基づき、内部監査部門が監査を実施する。

5. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画については、経営理念を軸に置き、計画に基づき目標達成のために活動する。また、事前予兆対応体制下において、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。

(2) 取締役の職務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議する。

(3) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程に基づき、権限と責任と創造性発揮の契約が行われ、各責任者が職務権限基準に則り業務を遂行する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社子会社の経営においては、各社の自主性と当社グループの戦略・経営理念・信条を尊重し、子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われる体制、ならびに子会社の損失の危険の管理体制を確保するため、子会社に対し関係会社管理規程に基づき、事業内容、業務執行状況ならびに財務状況等についての定期的な報告を求め、重要案件についての事前協議を行う。

(2) リスクマネジメント規程をグループ共通の規定とし、当社と当社子会社は相互に連携してグループ全体のリスク管理を行う。

(3) グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス基本方針においてもグループ共通で策定・運用する。

7. 監査役の職務の補助に関する体制

(1) 監査役が必要とした場合は監査役スタッフを置く。

(2) 監査役の職務を補助するスタッフの任命・異動については監査役会の事前の同意を得るものとする。

(3) 監査役スタッフの人事考課については常勤監査役が行うものとする。

(4) 取締役および従業員は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

8. 監査役への報告体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社および当社子会社の取締役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告する。また、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある場合は速やかに監査役へ報告する。なお、監査役は必要に応じて、当社および当社子会社の取締役および従業員に対して業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

(2) 上記の監査役へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

(3) 監査役は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役と情報交換に努め、会合を定期的開催し、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

行動規範および内部統制基本方針に、反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わらないことを定め、全社的に取り組んでおり

ます。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

リスクマネジメント委員会が統括し、顧問弁護士および警察などの外部専門機関と連携をとりながら情報収集を行い対応します。またリスクマネジメント規程に基づき分類別対応マニュアルを作成し、研修および教育活動を通じて社内啓蒙を図ります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示に係る社内体制

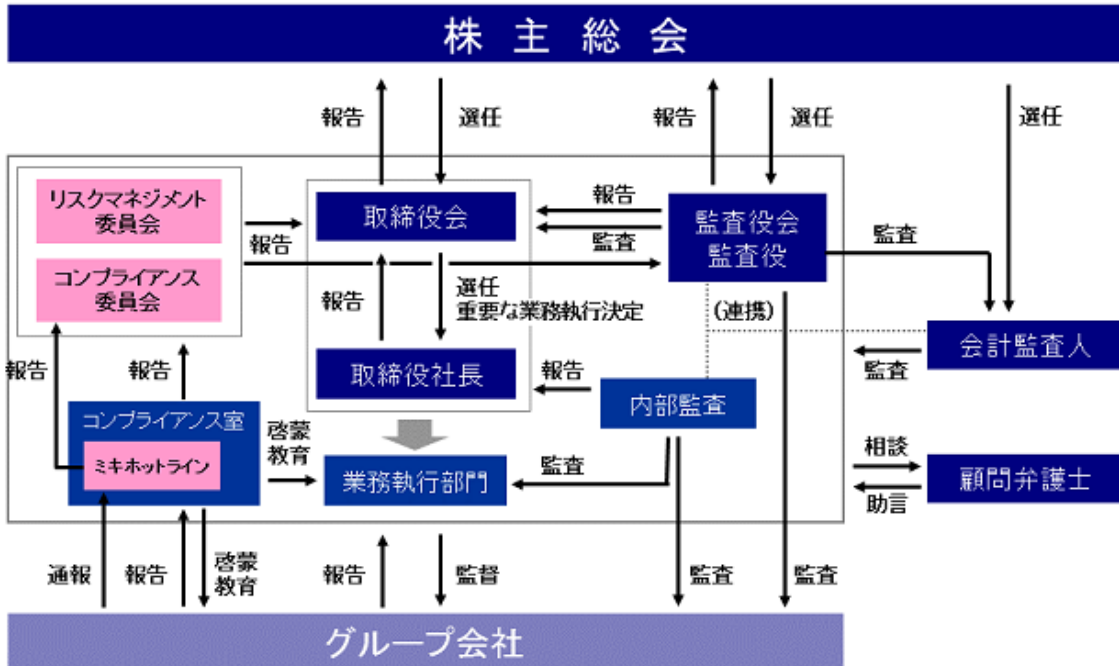
情報取扱責任者とコーポレートコミュニケーション、ファイナンスの各部門が、社内の各部門および子会社の各部門と連携して情報収集と分析を行っております。

開示すべき情報につきましては、TDnetへの登録・開示とともに、当社ウェブサイトに掲載して情報開示を行っております。また開示と同時に、報道機関(記者クラブ)への資料投函を行い、必要に応じて記者会見を行っております。

一方、社内・グループ内において「内部情報管理規程」を制定しており、社内・グループ内の情報管理体制を整備しております。

適時開示体制の概要につきましては、別表の模式図に記載のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】:



〔適時開示体制の概要(模式図)〕

